相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市南通築地三一二番地、最後の住所秋田県秋田市南通築地七番六号　被相続人　亡　目賀多　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　事務所　秋田県秋田市八橋本町三丁目一五番三一号　相続財産管理人　司法書士　児玉傳一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字堀口一九六番地、最後の住所茨城県ひたちなか市大字市毛一〇二八番地一六　被相続人　亡　清水　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　茨城県水戸市三の丸一丁目一番二五号水戸駅前ビル三〇一　相続財産管理人　弁護士　遠藤　俊弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区大須一丁目六二二番地、最後の住所千葉県船橋市習志野台五丁目三六番一一号特別養護老人ホームさくら館　被相続人　亡　杉浦　須磨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　事務所千葉市中央区中央四―一二―一　K A中央ビル四階　エバー総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横山　清亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区清澄三丁目四番、最後の住所埼玉県加須市水深八六九番地一七あいせんハイム　被相続人　亡　坂本　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　千葉県市川市東菅野四丁目二九番一〇号　相続財産管理人　浦田　融

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市鵠沼松が岡四丁目一九番、最後の住所横浜市緑区中山町一〇二四番地一ポポロ中山　被相続人　亡　熊倉　芳江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　横浜市戸塚区戸塚町一二一番地大川原ビル四階　相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市藤沢三〇三番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥山　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　新潟県新発田市富塚町一丁目二四番一七号　三浦法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三浦　三厳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県茅野市北山二七七八番地、最後の住所長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野一五八〇番地　被相続人　亡　両角　哲郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　長野県佐久市岩村田一一六一番地四　町田清法律事務所　相続財産管理人　弁護士　町田　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市塩名田四〇三番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山崎眞里江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　事務所長野県佐久市岩村田三一一二番地　山際・竹花合同事務所　相続財産管理人　司法書士　山際　隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市香坂一一五七番地、最後の住所長野県佐久市長土呂八二七番地二五　被相続人　亡　黒澤　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　事務所長野県佐久市岩村田三一一二番地　山際・竹花合同事務所　相続財産管理人　司法書士　山際　隆浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区塚本町一丁目、最後の住所不詳　被相続人　亡　中野　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十九日　滋賀県大津市梅林一丁目三番一三号リンカーンビル五階琵琶湖法律事務所　相続財産管理人　弁護士　肱岡　勇夫

第10期決算公告

平成28年2月29日
大阪市西区境川二丁目5番34号
サンライズケミカル株式会社
代表取締役　野村あけみ

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	80,448
	固定資産	9,932
	合計	90,380
負純資産債及の部	流動負債	50,014
	固定負債	27,190
	株主資本	13,176
	資本金	10,000
	利剰余金	3,176
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	2,776
	（当期純損失）	(6,414)
	合計	90,380

第68期決算公告　平成28年2月29日
大阪市西区境川二丁目5番34号
ＫＴケミカルズ株式会社
代表取締役　吉川　敏夫

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	661,352
	固定資産	211,158
	合計	872,511
負純資産債及の部	流動負債	451,486
	固定負債	279,775
	（退職給与引当金）	(474)
	株主資本	141,249
	資本金	40,000
	利剰余金	105,679
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	95,679
	（当期純利益）	(10,199)
	自己株式	△ 4,430
	合計	872,511

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年二月二十九日
大阪市西区境川二丁目五番三四号
（甲）ＫＴケミカルズ株式会社
代表取締役　吉川　敏夫
大阪市西区境川二丁目五番三四号
（乙）サンライズケミカル株式会社
代表取締役　野村あけみ